

日野市子ども・子育て支援事業計画の概要

1 趣旨

■すべての区市町村及び都道府県は、国が定める「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づき教育・保育等に係る給付や地域子ども・子育て支援事業を実施する。

■市町村子ども・子育て支援事業計画には、市町村が定める区域ごとに、5 年間（27 年～31 年）の計画期間における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」「実施時期」等を記載する。（子ども・子育て支援法第 61 条）

■「量の見込み」は、幼児期の教育・保育・子ども・子育て支援事業に関する市内の保護者の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。

「利用希望」については、市内の保護者に対して「ニーズ調査」を平成 25 年 12 月に実施します。

■事業計画の策定、点検、評価、見直しにあたっては、日野市子ども・子育て支援会議の意見を聴き、その意見を反映させながら進めていく。

2 ニーズ調査概要

（1）調査区分

番号	区分	標本数
1	未就学児の保護者	1,600
2	小学生の保護者	1,200
3	中学生	400
4	高校生	250
5	お子さんのいない 20～30 代の方	400
6	子育て関連事業者・団体	60
7	企業	150

（2）調査方法

区分番号 1～5 においては対象区分ごとに住民基本台帳より無作為抽出を行い調査票を発送する。回答については、同封の返信用封筒にて行う。回収率については、概ね 50～60%を想定。

（3）主な調査項目

- ① 教育・保育事業の利用状況と利用希望
- ② 地域の子育て支援事業の利用状況と利用希望
- ③ 保護者の現在の就労状況や今後の就労希望
- ④ 小学校の放課後の過ごし方（未就学の保護者・小学生の保護者対象）など

3 計画への「量の見込み」記載イメージ

■保育・教育施設及び地域型保育事業

〇市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

- ・ 教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)の別に設定。

※ 保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

(イメージ)

		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業 (※2)			20人			30人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

■地域子ども・子育て支援事業

〇市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策))を設定。

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②確保の内容	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20 か所)	800人(20 か所)	800人(20 か所)
②確保の内容	600人(16 か所)	700人(18 か所)	800人(20 か所)
②-①	▲200人(4 か所)	▲100人(2 か所)	0